

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？

森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼って頂ける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

弁護士 森大輔



代表弁護士からのメッセージ

1. 事務所ロゴを新調しました。



この度、当事務所ではロゴを新調いたしました。このロゴには、当事務所名のイニシャルであるMとDで六法をかたどり、法律で依頼者様を守る、という意味が込められております。

このロゴが、依頼者様にとっての「安心と信頼マーク」になるよう、事務所一同努めてまいります。

2. 社会保険労務士を対象とした勉強会を開催します。

ワークシェアリング、過労、定年延長、非正規、ブラック等々…、労働問題が連日のように報道され、国民全体の関心事になっていることが伺えます。それに伴い、使用者様が知るべき現状や法律、対応・改善すべき事項も増えております。

そこで、当事務所では社会保険労務士の先生方との連携強化のため、使用者側からの視点を重視した「社会保険労務士様向け連続勉強会」を、9月から11月に渡り主催することにしました。講義の内容は、第一回は「労働審判」、第二回は「無期転換」、第三回は「残業代請求」という、ホットで弁護士介入の必要性が高いテーマです。大変嬉しいことに、参加申込者数が想定を上回ったため、開催日時を増設するなどして対応しております。講義のあとは懇親会も行う予定で、事務所一丸となって、その準備に取り組んでいます。

他にも、当事務所では随時、出張での、企業研修や社内セミナーも受け付けております。ご興味がおありの方は、お気軽にご連絡ください。

事務所報①バーベキュー大会を開催しました

暑さも収まり、爽やかでアウトドアが楽しい季節が到来しました。そこで、当事務所では所長の号令で、事務所関係者を集め、お台場でバーベキュー大会を開催しました。築地などで食材を買い込み、いざ開始！と思ったら……雨。

しかし、テント風の屋根がある会場のためセーフ。機材も貸してくれ、テラス席の会場からはレインボーブリッジが眺められる絶景で、至れり尽くせり。仕事帰りでも簡単にできる、新感覚のバーベキューを楽しみ、みんな大満足でした。翌日の二日酔いを除けば…ですが。





弁護士 太田 誉康

1 「働き方改革」対策チェックリスト

今回は、**有期契約労働者の無期転換対策**に続いて、**同時に対策を講じておきたい非正規雇用労働者の均等待遇**について取り上げたいと思います。

次のうち、2つ以上当てはまると事前に対策を講じておく必要があります。

- 非正規雇用労働者（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）を雇用している。
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の職務区分が明確になっていない。
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金制度に差異がある。

2 「働き方改革」とは？

安倍信三内閣総理大臣が座長を務める「働き方改革実現会議」から、平成29年3月28日、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正を柱とする働き方改革実行計画が発表されました。働き方改革実行計画によれば、「**同一労働同一賃金のガイドライン案**」（以下「ガイドライン案」といいます。）について、「**ガイドライン案の実効性を担保するため、裁判（司法判断）で救済を受けることができるよう、その根拠を整備する法改正を行う。**」と明記されています。そこで、今後予測される労使紛争リスクを避けるため、企業の人事・労務担当者はガイドライン案の考え方を理解しておく必要があります。

3 同一労働同一賃金の考え方と訴訟リスク

同一労働同一賃金とは、同一の労働に従事する男女には同一の賃金を支払わなければならないという考え方であり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間でも不合理な待遇差の解消を目指す考え方でされています。

この考え方の下、労働関係法には**期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止**（労働契約法20条）や**短時間労働者の待遇の原則**（パートタイム労働法8条・9条）等が規定されています。

そして、現状においてはこれらの規定に基づき、非正規雇用労働者の側から、正規雇用労働者との賃金等の格差分を損害と構成し、使用者側に**不法行為責任等を追及する訴訟が複数提起**されています。こうした中で、**ガイドライン案は今後上記規定の解釈に影響を及ぼすもの**と言えます。そこで、ここでは実務対応の指針となるガイドライン案の概要をご説明いたします。

4 ガイドライン案の概要

- (1) 基本給について
基本給の支給につき、同一の職業経験・能力、業績、勤続年数を有する労働者については、雇用形態に関わらず、かかる部分について同一の支給をしなければならない。
- (2) 賞与について
賞与を業績等への貢献に応じて支給する場合、同一の業績等への貢献をした労働者については、雇用形態に関わらず、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。
- (3) 各種手当について
役職手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、時間外労働手当、精皆勤手当等の各種手当についても、雇用形態に関わらず、同一の条件下では同一の支給をしなければならない。
- (4) 福利厚生について
福利厚生施設の利用に関しても、雇用形態に関わらず、同一の利用を認めなければならない。

5 ガイドライン案実施に向けた実務上の対応のポイント

ガイドライン案によれば、原則として、ある条件に基づいて支給を行う場合、**雇用形態に関わりなく、同一の条件を満たしたのものには同一の支給をしなければならないもの**とされています。

他方、雇用形態に応じて待遇に差異がある場合であっても、賃金等の決定基準等の違いについて、合理的な根拠があればその差異は不合理なものとはされません。

そこで、雇用形態ごとに待遇に差異を設ける場合、当該差異に合理的な根拠をきちんと説明できるようにしておく必要があります。具体的には、各雇用形態に応じて、

- ①職務内容の内容・範囲
 - ②職務内容・配置に関する変更の範囲
 - ③職務内容に応じた責任の内容・範囲
 - ④その他区別の根拠となる客観的事実等
- について明確に定め、差異の根拠としておくことが対応のポイントとなります。

6 おわりに

弊所では、事業者様が同一労働同一賃金に無事対応していけるよう、様々なアドバイスを行っております。

この記事をお読みの御社におかれましても、今一度御社の賃金体制をご確認いただき、ご不明点があれば遠慮なく弊所までご相談していただければと思います。

顧問先企業 経営者インタビュー（株式会社アーキモール様）

今回は、当事務所の顧問先である株式会社アーキモールの代表取締役金丸典弘様とチーフディレクターの間宮康尚様からお聞きしました。インタビューの一部をご紹介します。ホームページにも「顧問先インタビュー」としてここでご紹介できなかった部分についても掲載いたしますので、そちらもぜひご覧ください。

1. 団地再生事業協同組合について教えてください。

当社が行っている団地再生事業は、ひとことで言えば、古い団地をリノベーションして、デザイン性の高い居住空間を持った住居に再生させ、大きな付加価値を付けた上でお客様に提供するという事業です（HP：<http://danchi-saisei.jp/>）。

皆さん団地という一般的なには少し古いイメージをお持ちの方もいらっしゃるようですが、広い敷地に全棟南向きで建てられていたり、全ての部屋に窓があったりと、実はすごく住みやすく作られています。また、団地は一つの町です。実際は学校や買い物、いろいろと住みやすいように整備がされており、若い家族にはうれしい子育てのしやすい環境になっています。こうした住環境の良さは、現在主流の敷地目いっぱい高層の建物を建てるというマンションに比べるとあり得ないほど贅沢な環境が整っています。

当社では、本当にいいものに手を加えて未永く使っていただきたいという理念の下、なかなか現在の不動産鑑定士の枠組みでは高値が付きにくい団地をリノベーションし、付加価値を付けて若い人に住んでもらいたいというコンセプトで始めました。そして、この枠組みを推し進めて、一つのマーケットを作っていきたいと考えております。

2. 団地再生事業を始めたきっかけを教えてください。

私自身、元々多摩ニュータウンの団地出身ということもあり、住んでいるときは当たり前だった環境が、今になって考えると本当にいい環境だったという思いが下敷きにありました。あるとき、横浜付近にかつての旧住宅整備公団（現UR）が建てた団地があって、そこの1つを買ってくれないかという話を頂きました。そこで、今のメンバーと一緒にプロジェクトを組んでデザイナーや建築家がデザイン・プロデュースをして、リノベーションした上で販売に出したところ、本当にすぐに反響がありました。この件をきっかけに、私たちは、この団地再生プロジェクトを本格的にビジネスとして始めようと考えました。



3. 団地再生事業の強みを教えてください。

当社の手掛ける団地再生事業では、今の不動産鑑定の仕組みでは評価の低い団地をフルリノベーションしますので、デザイン性の高い居住空間を持った住宅をかなり安い値段で販売できます。さらに、購入に当たっては、30年ローンも利用できますので、若い夫婦世帯にとっても購入の負担がかなり軽減できます。また、リノベーション後の居住空間はデザイン性が高く、たくさんの反響をいただいておりますので、購入した上で賃貸に出しても十分収益が出るクオリティを持った物件だと自負しております。

さらに、別の視点からは、築年数の経った団地の固定資産評価額がかなり低いので、固定資産税もかなり安く済むというメリットもあります。

4. 今まで事業をしてきた中で大変なことはありましたか。

大変な点としては、やはりまだまだ団地再生事業のような枠組みについて認知がされていないところですね。今の若い世代は、「団地って買えるの?」と思っている人がまだまだ多いという実感です。また、団地の不動産としての評価額が低いので、銀行さんからも団地を担保にして資金調達にご協力していただくのが難しい、という点の解決も今後の課題だと思っています。

5. 御社の今後の展望をお聞かせください。

当社は、現在「団地再価値化推進協議会」というチームを組んで、団地の事をよく知らないミレニアル世代向けの新しい住宅ローンの枠組みを作り、国土交通省に働きかけを行っております。

現在の日本では、全国に団地が200万戸ほどありますが、その中から具体的な認定基準をクリアした団地に「優良団地」というお墨付きをつけ、この「優良団地」については、有利な住宅ローンを使えるようにできる仕組みを考えております。

当社のデザインやプロデュースを通じて感度のいい物件を作り、感度のいい人が買ってくれて、どんどん団地に感度のいい人が入ってくれて、団地そのものを再生していきたいと考えています。安いからというのではなく、「かっこいいから入ったんです」、という方を増やしたいと思っております。

また、2017年の11月15日から17日にかけて、東京ビックサイトで行うJAPANTEX (<http://japantex.jp/>) というイベントに、当社も出展いたしますので、ご興味のある方はぜひいらしてください。

「同一労働同一賃金を巡る動き」

先日の9月14日、東京地裁で、契約社員と正社員とで住居手当や有休休暇などの待遇を異にする点について、不合理な労働条件の相違にあたるとして、日本郵便に損害賠償を命じる判決が出されました。

太田弁護士のコラムでもご紹介しましたように、まさに同一労働同一賃金という点がテーマになった判決でした。使用者側からすれば、正社員とは異なる待遇の契約社員はとても魅力的に映ったかもしれません。しかしながら、その是非はともかくとして、政府の同一労働同一賃金への実現に向けての動きは今後益々加速し、同時に格差解消に向けた訴訟も全国で起きるのではないかと考えております。

使用者側からすれば、同一労働同一賃金への整備は大変耳の痛い話かもしれませんが、今後避けては通れないものと思われます。労働者の人権を確保することも使用者側の重要な責務です。是非、この機会に労働条件の見直しを検討して頂ければと思います。

「解雇無効判決とその後」

上記の判決と同じ日に日本IBMの解雇無効判決が出されました。日本IBMに勤務する男性が、業績が悪いことを理由に解雇されたようですが、東京地裁は解雇権の濫用にあたるとして解雇を無効としました。

ところで、皆様、解雇が無効となった場合、その後どうなるかご存じでしょうか。労働問題は最終的には和解で終結することが多いので、解雇無効の判決が出た後に具体的にどのような法的効果が発生するのか知らない方も多いのではないかと思います。

解雇される前の職場で同じ仕事に復帰できて、以前のような職場生活を送れるとのイメージがありますが、これは正確には少し違います。解雇が無効となり地位確認の判決が出されたとしても、それは、労働者の社会保険（健康保険や厚生年金保険）の被保険者としての地位を回復できるにすぎません。

つまり、使用者に労働者を就労させるよう命じることはできないとされているのです。

では、使用者としては、職場復帰させなくてよいのでしょうか。職場復帰に向けて何もしないとすると、それ自体が就労の不当拒否ということで損害賠償の対象にもなりかねません。

よって、実際には、自発的に職場環境を整備して復帰に向けた準備をするということになります。

しかしながら、使用者と労働者の間に信頼関係が回復されないままのケースは、そのまま膠着状態が継続する可能性もあります。この点を克服するには、やはり解雇が不当とされた場合に金銭で救済する「金銭解決制度」が必要なのではないかと思います。現在立法化に向けて法整備がされておりますが、早期の立法化が待たれます。

森代表のゴルフ紀行②

今回は、北海道の恵庭カントリー倶楽部でプレーをさせて頂きました。前日は、札幌で遅い時間まで飲食してしまったので、お昼くらいからのスタートでスルーで18ホール回りました。恵庭カントリークラブはご存知の方も多いかと思いますが、翌月に控えていた「ネスレ日本プロゴルフマッチプレー選手権 レクサス杯」の開催場所でもあります。白樺の木がたくさん植えてあり、北海道らしさを満喫できました。なお、白樺の葉とカラーボールの区別がつきにくいとのことで、カラーボールの使用は禁止となっていました（驚）。さて、プレーの方ですが、摩周コースから、阿寒コースという順で回りましたが、前半の摩周コースは私の苦手な林間コースで、ほぼ林の中から2打目を打つという情けないゴルフになりました。

但し、7番ホールでは、名物の池に浮かぶティーグラウンドからショットをするなどして楽しみました。後半の阿寒コースでは、なぜかパーオンを連続するなど調子を取り戻しました。やはり、林間かどうかというのが大きなポイントなのかもしれません。また、この恵庭カントリー倶楽部でプレーをしたいと思いました。写真は摩周コースの1番ホールです。



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097